二十三　法第十一条第二項第六号に規定する大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第三十七条に規定する業務に関する事項
二十四　法第十一条第二項第七号に規定する海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第六条に規定する業務に関する事項
二十五～三十二　（略）
（区分経理）
第十一条　機構の費用及び収益に関する経理については、それぞれ内訳として次に掲げる業務に係るものに区分するものとする。
一　（略）
二　次に掲げる業務
イ　（略）
ロ　法第十一条第二項第四号及び第五号の業務
三　（略）

（地方運輸局組織規則の一部改正）
第三条　地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（交通政策部の所掌事務） **第二条**　交通政策部は、次に掲げる業務をつかさどる。 一～六　（略） 七　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。 八～十二　（略） （環境・物流課の所掌事務） **第二十二条**　環境・物流課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　地域再生法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。 七～九　（略） （所掌事務） **第八十五条**　神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一～二十三　（略） 二十四　地域再生法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。 二十五～四十三　（略） 2　（略） （総務企画部の所掌事務） **第八十七条**　総務企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十七　（略）	（交通政策部の所掌事務） **第二条**　交通政策部は、次に掲げる業務をつかさどる。 一～六　（略） （新設） 七～十一　（略） （環境・物流課の所掌事務） **第二十二条**　環境・物流課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） （新設） 六～八　（略） （所掌事務） **第八十五条**　神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一～二十三　（略） （新設） 二十四～四十二　（略） 2　（略） （総務企画部の所掌事務） **第八十七条**　総務企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十七　（略）

二十二　法第十一条第二項第五号に規定する大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第三十七条に規定する業務に関する事項
二十三　法第十一条第二項第六号に規定する海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第六条に規定する業務に関する事項
二十四～三十一　（略）
（区分経理）
第十一条　機構の費用及び収益に関する経理については、それぞれ内訳として次に掲げる業務に係るものに区分するものとする。
一　（略）
二　次に掲げる業務
イ　（略）
ロ　法第十一条第二項第三号及び第四号の業務
三　（略）